

もとす広域連合第7期介護保険事業計画に基づく指定介護老人福祉施設及び指定介護老人保健施設の整備を行う事業者の公募要項

平成30年5月

もとす広域連合

【目的】

もとす広域連合第7期介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度）に基づき、入所施設の整備を行います。

介護を必要とする高齢者が増える中、もとす広域連合管内において、将来にわたり必要な介護サービスを充実させるため、質の高いサービスを提供することができる事業者を募集します。

【公募するサービス事業と定員】

指定介護老人福祉施設 84床（2施設）

指定介護老人保健施設 22床

※共用部の改修やショート床からの転換等、既存施設の改修も可とします。

【条件等】

- ① 介護保険関係諸法令等に定める基準等に適合し、介護保険法等の指定基準を満たしていること。
- ② 既設施設を改修する場合には、県、市町等の確認を法人の責により行うこと。
- ③ 整備後の事業開始は、平成30年度又は平成31年度中に行うことを原則とします。
- ④ 既設施設を転換し、サービス事業を切り替える場合には、現在利用している方に迷惑がかからないよう配慮し、混乱を招かないようにすること。
- ⑤ サービス提供を行うのに十分な職員の確保が可能であること。
- ⑥ 新設する場合には、整備する場所を国道157号線本巣トンネル以北とし、土地の確保が確約できること。
- ⑦ 施設整備に対するもとす広域連合からの補助金等はありません。

【公募スケジュール】

- ① 公募要項の公開 平成30年5月10日（木）
- ② 質疑受付期間 平成30年5月10日（木）から5月31日（木）
- ③ 応募書類受付期間 平成30年6月1日（金）から6月8日（金）
- ④ 選定結果の通知 平成30年6月29日（金）

【質疑】

質疑については、原則としてEメールでお願いします。計画を進める都合があると思われますので、できる限り速やかに回答します。また、質疑内容を周知すべきと判断した場合には、応募いただいた法人すべてに回答する場合があります。

申請手続きについて等、来庁が必要な場合には事前に電話連絡をお願いします。

【応募申請】

応募しようとする場合には、事前にEメール又は電話連絡をお願いします。来庁の日時

調整を行います。郵送される場合は、申請書類受付期間中に必着とさせていただきますので、ご注意ください。

提出する書類はA4版（左閉じ）で作成し、図面等A4版より大きい書類は織り込んで作成してください。

応募書類等の詳細については、別紙1及び各様式をご覧ください。

【選定方法】

応募があった法人からの応募書類等を慎重に審査して決定します。
必要に応じ、ヒヤリングを実施する場合があります。

【審査結果の通知】

審査結果については、応募があった法人に通知書を発送いたします。

【応募の際の注意事項】

- ① 応募書類に不備等があった場合には、受理できない場合があります。また、受理後に不備等が発覚した場合には、申請の受理を取り消す場合があります。
- ② 応募書類の著作権は、応募団体に帰属します。
- ③ 応募の際に要する経費は、事業者の負担でお願いします。
- ④ 提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。
- ⑤ 応募書類が受理された後に辞退する場合には、法人名、法人の代表者名、辞退の理由を明記し、法人印を押印のうえ、辞退届（任意様式）を提出してください。この場合、関係機関等に説明を求める場合があります。
- ⑦ 選定後、施設整備を進める中で、建築図面等に変更がある場合には、事前にもとす広域連合と協議を行ってください。

| |
|--|
| 本巢市下真桑 1000 番地 本巢市役所 真正分庁舎内 もとす広域連合 介護保険課 國井 田渕 TEL 058-320-2220 FAX 058-320-2265 Eメール kaigo@motosu-union.gifu.jp |
|--|